

事後調査の必要性の考え方について

1 条例改正のあり方での検討について

事後調査とは

環境保全措置が「将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合」に、「環境状況把握のために行う調査」

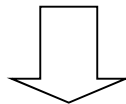
(事後調査の必要性の考え方)

環境への影響の重大性に応じて、

- ① 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ③ 工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ④ 効果の不確実性等が懸念される代償措置を講ずる場合

(ご意見)

- ・5番目に、「その他市長が必要と認める場合」なども、あると思います。(会長)
- ・項目を限って事後調査をするということであれば、①～④で済むのではないか。(村尾副会長)
- ・確かに①～④に全部含まれると思うのですが、事業者は、いつまで調査をさせるのかという思いがあると思います。事業者に対する説明として、時間を要するからと一言あるのはいいのかなという気がします。(西川委員)
- ・私は、①～④まででいいのかなという気が致します。今現在、想定外のものがあり得るとすれば、「その他市長が必要と判断する場合」もあっていいかと思います。(半澤委員)
- ・事後調査に関する解釈指針のようなものを別途つくって置いて、それを参照しながら解釈していく、方法もあると思います。(遠井委員)



対 応

- 1 ①～④の考え方を継続する。
- 2 ⑤として、「その他市長が必要と認める場合」等を追加することについて、検討を続ける。
- 3 技術指針において、上記の考え方の解釈や例示などを記載する。

2 技術指針の変更案について（青字が追加検討事項）

(6) 事後調査の計画

A 事後調査の項目及び手法の選定

以下の手順により、事後調査を行う項目及び手法の選定を行うこと。

(A) 事後調査の必要性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、事後調査の項目を選定する。次の各号のいずれかに該当すると認められる場合等において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事後調査の項目として選定すること。

① 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合

（例）騒音の予測において、予測式の適用距離範囲を超える地点で予測を行う場合。

② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

（例）・効果に係る十分なデータの蓄積がない新技術により、環境保全措置を講ずる場合。

・効果に係る知見が不十分なため、効果の判明に時間を要する環境保全措置を講ずる場合。

③ 工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

（例）事業用地周辺に希少な動物の営巣地があることが分かっており、工事実施段階において詳細な生息状況調査を行い、具体的な工事実施時期時間帯等を定める場合。

④ 効果の不確実性等が懸念される代償措置を講ずる場合

（例）重要な動植物の移動・移植による代償措置を講ずる場合。